

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する 検討会（第6回） 議事録

日 時：令和4年6月22日（水）13時00分～14時30分
場 所：合同庁舎第8号館5階共用B会議室
一部オンライン開催

開会

1. 基本理念に係る有識者ヒアリング

- ① 坂口 貴弘（創価大学講師）
- ② 川島 真（本検討会委員）

2. 国立公文書館の取組について

3. 意見交換

4. その他

閉会

（出席者）

田中座長、川口委員、川島委員、井上委員
坂口創価大学講師

笹川総合政策推進室長、黒瀬大臣官房審議官、吉田大臣官房公文書管理課長
鎌田国立公文書館長、波多野アジア歴史資料センター長、中田国立公文書館
理事、中島国立公文書館業務課長、梅原国立公文書館統括公文書専門官

○田中座長 定刻になりましたので、第6回「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」を開会します。

本日は、井上委員、川口委員、川島委員がオンラインで出席しています。

伏木委員は御欠席です。

前回より基本理念に係る有識者ヒアリングを実施しておりますが、本日は海外の公文書館について、川島委員、そして、創価大学講師の坂口貴弘先生にお話を伺います。

また、国立公文書館からは、鎌田館長、波多野アジア歴史資料センター長、中田理事、中島業務課長、梅原統括公文書専門官に御出席いただいております。

内閣府からは、笹川総合政策推進室長、黒瀬大臣官房審議官、吉田課長が出席しております。

なお、傍聴についてはオンラインで行っています。

それでは、議事に入ります。

議題1、基本理念に係る有識者ヒアリングについて、まず坂口先生、お願いいたします。

○坂口講師 御紹介いただきました坂口でございます。

私は、以前、京都大学の大学文書館というところに勤務しておりました。そこでは、公文書管理法の規定に基づく法人文書の管理を担当しておりまして、理論と実務の両面から公文書管理とアーカイブズの在り方を考える機会に恵まれました。

また、研究者としましては、主に20世紀のアメリカにおける公文書管理の変遷を研究してまいりました。様々な意味で世界のアーカイブズのモデルとなっているアメリカが、なぜ、どのような経緯から現在のような公文書管理の仕組みを構築しているのかといったことを研究してまいりました。

そういった立場から、本日はアメリカの公文書館につきまして、まず簡単に概要と特徴的な機能を御紹介いたします。その上で、本検討会の趣旨を踏まえて、展示・学習機能については少し詳しく御紹介したいと思います。

では、1ページをお願いいたします。

米国の連邦政府の公文書管理に係る中心的な行政機関としましては、国立公文書記録管理院があります。通称NARAと呼ばれます。このNARAは1934年にThe National Archivesとして設立され、1949年には共通役務庁という行政改革の一環として設立された機関の下部機関という位置づけになりました。その後、1985年にはNARAという形で再び独立機関となっています。設立から60年を経た1994年には、従来の本館に加えて新たな施設がオープンいたしました。

2ページをお願いします。

このNARAについて、他国の国立公文書館と比較した場合のNARAの特徴を4点にわたって挙げたいと思います。

第1に、連邦政府の公文書管理と公文書館の運営を一元的に管轄しており、公文書館としての機能だけではなく、公文書管理に関する政策の立案、遂行の機能も有しているとい

うことであります。

第2に、行政機関ではありますが、立法・司法・行政の公文書を一括で管理しているということでもあります。

第3に、国家機密指定の監査・解除に関する業務を管轄しているということでもあります。

第4に、ワシントンD.C.の本館だけではなくて、全米の各地に多数の施設を設置しているということでもあります。

4ページをお願いします。

4点目に関しては、NARAは新館、地域分館、連邦レコードセンター、大統領図書館と全米各地に多数の施設を有しております、閲覧できる資料もそれぞれ異なっております。

まず、ワシントンD.C.にありますNARAの本館で公開しているのは、自分の家のファミリーヒストリーを調べたい一般市民が利用する資料が中心となっています。欧米の公文書館の多くでは、最大の利用者層は研究者ではなく、このファミリーヒストリーを調べる一般市民となっています。

その他の大部分の公文書につきましては、ワシントン近郊のメリーランド州にある新館で保存、公開されており、専門的な研究者は主にこちらを訪れています。

その他の資料は、全米各地にある地域分館、連邦レコードセンター、大統領図書館で分散して保存、公開されております。

5ページをお願いします。

NARAの本館の建物はこちらのような建物になっています。

6ページをお願いします。

写真の奥のほうに白い丸い屋根の建物がありますが、それが連邦議事堂です。この右側にあるNARAの本館を経由して、撮影者の後方にはホワイトハウスがあります。要するに議事堂とホワイトハウス、立法と行政それぞれの中心機関を結ぶ道沿いに立地しており、NARAはまさにアメリカの政治の中心に位置している施設ということになります。

7ページをお願いします。

NARAの新館は、本館とは大分異なりまして、ガラス張りのモダンな施設になっています。

8ページをお願いします。

次に、NARAの職員数に関してです。NARAはスタッフの多さで知られており、現在の職員数は2,800名を超えております。

では、その職員が、具体的にどういった仕事をしているかということですが、最も多くの人数が割かれていますのはレコードセンター業務というものになります。これについては次で説明いたします。

以下、人数の多い業務だけを挙げたのがこちらの表で、展示業務に関しては約70人以上が配置されているということになります。

9ページをお願いします。

NARAの業務機能のうち、特に注目すべきと思われるものについて、ここでは3点説明を

いたします。

まず、レコードセンターですが、これはNARAが管轄する施設であり、全米に18か所存在いたします。このレコードセンターは日本では中間書庫と言われることもありますが、各政府機関で使用頻度の低下した公文書を集中保管し、オフィススペースの有効活用を促す機能があります。伝統的に公文書管理の最大の目的の一つは、このオフィススペースの有効活用による事務の効率化とコストの削減でありました。レコードセンターでは文書の保管・探索・配送・廃棄を実施しており、電子文書、機密文書にも対応しています。

10ページをお願いします。

2点目は、所蔵資料の公開に関してです。公文書の公開について、公開制限というのは原則として30年を超えないものとするのが国際的な基準であるということが言われています。しかし、少なくともNARAが保存する資料については、一般への公開が制限される期間は資料によって様々であり、また、その事由も資料によって異なるというのが実態です。

公開が制限される期間の例としましては、例えば大統領文書、大統領記録は退任後5年から12年の間は公開制限がされています。また、個人を特定できる国勢調査の記録は72年間、生存する個人のプライバシーに関する情報は75年間などと規定しております。

11ページをお願いします。

3点目は、電子公文書の管理でございます。NARAは近年、この電子公文書の管理に力を入れていきます。

具体的な施策としまして、一つは連邦政府機関の電子文書管理システムが備えるべき機能要件というものを定めました。各政府機関が調達・利用する電子文書管理システムは、この要求事項を満たしている必要があるというものです。これらはNARAが単独で進めているということではなく、もともとNARAの上位機関でありました共通役務庁と協力することで、連邦政府全体の様々な業務支援機能に関する標準の中に、この電子文書管理を位置づける形になっています。

また、電子文書の中でも非常に大きな位置を占めております電子メールの保存を円滑に進めるべく、キャップストーン・アプローチという手法を導入いたしました。これは、特定の上級管理職の電子メールは、内容を問わず全て永久保存するという制度になっています。

その他、各種の研修、支援、改善の機会を提供することで、連邦政府機関の電子公文書管理を推進する役割を果たしています。

12ページをお願いします。

以上がNARAの概要になりますが、次に、NARAにおける展示機能の説明をしたいと思っております。

まず、NARA本館で行っている展示は、アメリカ合衆国という国にとって最も重要な文書であると言ってもよい「独立宣言書」「合衆国憲法」「権利章典」の原本を常設展示しております。

ちなみに、こちらは合衆国憲法のレプリカでして、NARAのミュージアムショップで売っていたものです。独立宣言書と権利章典も同じように販売されております。

このレプリカはクリアに印刷されているのですが、実際の現物を見ると色あせてしまっている面もあるのでありますが、やはり原本が直接見られるというのは非常に重要なことであると思います。

13ページをお願いします。

私は、7月4日のアメリカ独立記念日にたまたまNARAを訪れたことがあるのですが、観光客が独立宣言書などを見るために長蛇の列を成しております、入館するまで大体1時間待ちというような状況でありました。そのような一種の観光名所ともなっています。

資料の12ページに戻ってください。その他、常設展示といたしまして「権利の記録」というものがあります。これはアメリカにとって非常に大きな課題である人種差別や移民差別、また、その撤廃に向けた歴史に関する文書などが展示されています。

また、別の常設展示、「公共の宝物庫」と言いますが、こちらは歴代の大統領の文書など、代表的なNARAの所蔵資料が紹介されています。

この展示室の横には学習センターという施設がありまして、こちらでは子供たちが遊びながら歴史を学べるような様々なプログラムを展開しています。

その他、一定の期間を定めて展示を行う企画展示のコーナー、講演会などを行う講堂、また、カフェやショップなどが設けられております。

14ページをお願いします。

展示については本館だけでなく、大統領図書館についても紹介をしたいと思います。

こちらは図書館という名前ではあるのですが、歴代の大統領及びそのスタッフの公文書等を保存・公開する施設でありまして、NARAの管轄下に置かれております。退任した大統領はそれぞれ財団を設立し、その財団が運営する施設となっております。その大統領のゆかりの地に建設されることが多くなっています。

また、大統領を顕彰し、その時代を振り返る展示室が設置されておりまして、いわば人物記念館の性格が強い施設であると思います。

15ページをお願いします。

私が訪れた大統領図書館のうち、特に印象的だった展示の具体例を幾つか御紹介したいと思います。

ジョージ・W・ブッシュ大統領図書館はテキサス州の大学の中に設置されているのですが、ここではブッシュ大統領の在任中にありましたイラク戦争の開戦命令書であったり、世界中の指導者からの贈り物とかが展示されており、その中には当時の小泉純一郎首相から贈られた矢が展示されておりました。

17ページをお願いします。

ビル・クリントン大統領図書館では、もともとタイプ打ちで用意された演説原稿に、自分の手で書き加えたものが見られます。ここを強調して読むといったことが分かるような

演説原稿などが展示されています。また、在任中にクリントン大統領は弾劾裁判を受けているわけですが、そのような大統領にとっては都合の悪いような歴史についても展示されておりました。

18ページをお願いします。

リンドン・ジョンソン大統領図書館は、印象的な建物になっています。真ん中は書庫になっており、展示室からガラス越しに書庫の様子が見られるような施設になっております。また、当時は公民権運動が盛んでありましたが、ジョンソン大統領とマーティン・ルーサー・キング牧師が電話で話した会話の録音が聞けるコーナーもあります。

以上が展示機能ですが、19ページのとおり、NARAは展示だけではなく、所蔵資料を活用した学習のためのプログラムを多数取りそろえています。

まず、合衆国憲法をはじめとした所蔵資料を活用した学習ができるよう、「DocsTeach」というツールをオンラインで提供しております。

また、全米の教師向けに、NARAの所蔵資料を活用した学習を行うためのワークショップも開催しています。

昨年からは、新たに主権者教育に関する学習プログラム「統治するのは私たち」を始めました。こちらは小学生から高校生までのそれぞれの段階に応じて、合衆国憲法でうたわれる基本的人権、あるいは政治参加といったテーマについて様々なプログラムを設け、遠隔教育で実施するプログラムを展開しております。

その他、子供たちが自分の家のファミリーヒストリーを調べるための各種ツールも提供しております。

学習機能とは少し異なるかもしれませんが、NARAは歴史学や政治学、あるいは図書館情報学などを学ぶ大学生・大学院生をインターンとして受け入れておまして、実際の公文書を扱いながら公的業務について学べる機会を提供しております。

20ページをお願いします。

まとめになります。NARAはミッションとして、次のような理念を掲げております。「私達はかけがえのない政府記録へのアクセスを通じて、公開性を高め、市民の参加を促し、この国の民主主義を強固なものにする」というものです。これは単なるスローガンではなく、NARAが近年力を入れている具体的な取組にも反映されているように思います。

第1に、電子文書中心の公文書管理制度への転換を図っています。そうすることで、政府職員の執務環境の変化に対応していくとともに、国民が公文書にアクセスしやすくしています。

第2に、特にこれは学習機能についてであります。首都にあるNARA本館への来館のみを考慮するのではなく、オンラインでのサービス提供に力を入れることで、全米各地の学校あるいは家庭などから直ちに公文書にアクセスできる環境の整備を進めております。

第3に、NARAは長年にわたり、市民が自分の家のファミリーヒストリーを調べる拠点としての役割を果たしてきました。それに加えて、近年は主権者教育の拠点としての役割を

強めているように思われます。いずれにいたしましても、国民が公文書とか歴史といったものを身近なもの、自分たちのものとして捉える。そういった意識を高め、民主主義を強固なものにするために重要な貢献をしていこうとしていると思います。

私の話は以上でございます。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございました。

では、次に川島委員、よろしいでしょうか。

○川島委員 今日私の役割は、中国、台湾の文書行政と公文書館の役割、公文書の国や社会での位置づけ、また文書館における展示についてお話することかと思えます。今、お話があったアメリカのことをも踏まえながら御紹介したいと思えます。

3 ページをお願いします。

まず、中国にしても、台湾にしても、もともと文書というものを、政治の正当性を示すものとして大変重視していました。例えば蔣介石が国共内戦で負けて台湾に行くときに、故宮博物院の文物とともに大量の清王朝時代以来の公文書を運ぶわけです。そういう文書を持っていること、それを管理できているということが正統中国であることの証明であるという要素があるということは押さえておいていいと思います。

ちなみに、外交文書で言えば、1840年のアヘン戦争の後の南京条約ですとか、あるいは義和団事件後の北京議定書の本文とか、日清戦争後の下関条約の本文というのは、実は北京にはなく、台北にあります。

4 ページをお願いします。

現在、台湾にしても、中国にしても、それぞれ国家档案法というものがあって、それぞれがルールを定めています。中華人民共和国はあくまでも社会主義国家ですので、党が国を指導しているわけです。この档案法というのは、まさにその国や党の正当性を示すもので、市民が自分たちの知る権利であるとか、市民からというのが全くないわけではありませんが、基本的に統治機構の中にしっかりと文書あるいは文書館というものが組み込まれています。政府機関ですので、文書館の前では銃を持った人たちが護衛していたりします。

台湾ももともとは権威主義体制で中国と同じような状況であったものが、1980年代後半以降の民主化の中で、全く違う意味合いを文書館が持っていくます。例えば国民党政権の一党独裁が崩れて民主化していく中で、蔣介石が大陸にいた時代の文書など、国民党政権では機密文書だと言っていたものが民主化することによって公開されていったわけです。つまり、文書館が存在して、その文書館がもともと持っていたけれども公開できなかった文書を市民に公開していくこと自体が民主化を示していたわけであります。そして、さらにそれが民主主義が定着していく中で、人々の知る権利であったり、将来に対するアカウントビリティであるとか、そういったものが文書行政に取り込まれていき、台湾では急速に文書、文書館の位置づけが変わっていったと見るができると思います。

5 ページをお願いします。

中国における国家档案法は、紙であれ、データであれ、何であれ、あらゆる保存する価

値があるものは保存対象としています。中国では、中央に中央档案馆があるのですが、これは国务院と中国共産党中央の双方に属する機関です。基本的に普通の人はアクセスできず、共産党の相当の幹部か共産党に近い人間しか使えません。

他方、地方の各レベルにある档案馆になると、市民が使うことがありますし、自らのルーツを調べるとかということも多少視野に入ってくるということになります。上海市档案馆などは公開レベルが高いと言えます。大都市が一般的に高いといえるでしょう。地方の档案馆は、省のレベル、市のレベル、県レベルまで、非常に末端に至るまで整備されています。

法律を見ていくと、このページ下のほうに、30年原則で文書を公開すると書いてあるのですが、ほとんど行われていません。中国では法律の条文は非常にきれいなのですが、実際にその下に施行細則がたくさんあって、施行細則の部分で実際にはやらない、できないということがよくあります。

このほか、歴史に関しては歴史档案馆といって歴史のものを扱うものが別にあります。歴史というのは、中華人民共和国ができるより前の時代です。中華民国の時代のものが南京にあって、清王朝のものが北京にあります。歴史文書館ではいろいろな資料を公開しているのですが、その公開のあり方は政治に直結しておりまして、例えば外交問題になるような国境問題とか、あるいは宗教や少数民族などに関わるものはほとんど公開されていないという状況ですし、少し政策が変化すると公文書の公開のありようが変わる面があります。

一部、中央省庁の中で外交部が、一時、外交部档案馆というものをつくって、日本の外交史料館のようなものですが、戦後の外交文書を1964年まで公開したことがあります。しかしながら、日本のメディアが、外交部が公開した文書について、それが中国の尖閣に関わる主張にとってあまり都合のよくない内容が含まれていることを報じたのです。我々研究者からすると前から知っていた文書なのですが、中国側は驚いたようで、外交部はそれ以降外交文書の公開を一回全部やめて、最近ほんのわずかししか見せない状態にあります。

地方レベルの档案馆と市民の関わりについてですが、実は市民が自分のルーツを調べるだけではなくて、多くの展示を有していて、子供たちの遠足、校外学習の対象になっているのです。また、地方レベルの档案馆は愛国主義教育基地になっており、子供たちがそこに行けば愛国主義教育ができるということになっており、その地域の歴史に関する展示が保存されている文書に関連付けながらなされており、ある意味で市民に開かれたものです。

6 ページをお願いします。

台湾の場合は少し異なります。台湾の国家档案法は、1990年代末ぐらいから民主化の過程の中でつくられ、ある意味で非常に先進的な文書館に関する法律をつくりました。各省庁には文書を処分する権利がありません。つまり、各省庁では永久保存、何年保存というのは分類するのですが、分類した後で分類の案、リストを国家档案局に出して、同局がそれをどうするかを判断しています。つまり、中央省庁に文書の処分について決定権がない、

非常にナショナルアーカイブスが強いという特徴を持っています。

とはいえ、台湾というか中華民国がもともとナショナルアーカイブスを持ってなかったということも重要です。基本的に現有文書と歴史文書しかなくて、歴史文書は国史館という国家の歴史を編纂する機関に移管されていました。それ以外は個々の行政機関の文書保管庫にあったわけです。

このような状態に対する疑義が生じて、ナショナルアーカイブスをつくって、各部局の権限を下げて、なるべくナショナルアーカイブスに文書が移るようにしたのですが、永久とか何年保存とかという分類に時間がかかると各省庁が言って、なかなかナショナルアーカイブスに移さないという問題が起きてしまいました。元々国家档案局の文書保管スペースが小さかったこともありました。最近ではスペース問題も解決し、各省庁からも、かつての歴史編纂機関であった国史館のほうからもナショナルアーカイブスへ文書が移管されるようになってきました。このように次第に国家档案局の制度整備などが進んできているわけですが、まだまだ人材養成などが必要だとされているようです。

7ページをお願いします。

台湾の場合には、もともと中国の正統政府として自分の正当性を守る、主張する役割が大きかったのですが、徐々に民主化していく過程で、むしろ文書が民主主義を実現していく上での重要な道具になり、政府の責任というものを糾弾していく際に用いられたりするようになって非常に重視されていきます。もちろんこれは今の情報公開ということもあるので、歴史過程について、例えば1947年に台湾でいわゆる二・二八事件というのが起きていて、そこで多くの人が殺されています。また、1950年代には、白色テロというものがあって多くの人が殺されていますが、そのような事件の犠牲者たちがアーカイブ、文書を調べて、自分たちの家族が一体どういう目にあっただのかというのを検証する。そのような場面で文書というものが重視されていった面もあります。

また、台湾の場合には、行政学とか、行政法といった法学者の集団も文書館制度の設立に関わっていたのですが、歴史学者も関わりました。これは歴史学にとって文書が史料として重要だからということだけでなく個々の家族に様々な歴史があり、二・二八事件や白色テロなどもあって、歴史そのものが家族のありよう、家族の歴史に関わっている、つまり歴史そのものが社会化されているわけです。だからこそ、社会の歴史への関心が極めて高いのです。それはルーツをとというだけではなくて、政府に対して物を言う、異議申立てのために、アーカイブを重視するということになります。そうした意味で、様々な文書館や文書の制度をつくる上で、歴史家の役割は非常に期待されていて、歴史学者が多く制度設計に参加した面があります。これは日本とは全く違う状況かなと思っています。

なお、余談ですが、日本が台湾に残した台湾総督府の文書は貴重です。日本に残っている日本の戦前の行政機関の文書に比べてもほぼ完全な形で残っています。明治以降の日本の各省庁の文書で、その全貌が把握できるものは決して多くありません。焼けてしまった部分もありますし、あるいは故意に燃やした部分もあります。それに対して、台湾総督府

の文書はまとまった形で残されています。この文書を研究することで、日本の戦前以来の文書館、文書制度を理解するということもあり得ます。これは中京大学の檜山幸夫先生のグループが研究しております。

8 ページをお願いします。

組織アーキビストについてです。中国では中央に中央档案馆、そして、各地方レベルにそれぞれ階層的に存在しています。また、党には党のアーカイブがあり、党のアーカイブ、国のアーカイブの両方があります。人材の養成は人民大学という官僚養成学校において档案系、档案学科というものが設けられていて、そこで人材養成がなされています。制度的に官僚機構、官僚養成の一部として文書専門の人材を養成するということです。ある意味で、日本よりもはるかにシステムティックに人材養成がされていると言えます。

台湾では、文書学科関連では国立政治大学に図書情報学・档案研究所があるだけですが、公務員試験において、文書を専門に扱うことが一定程度想定された制度設計になっています。そうした方々は、昔は国史館という歴史編纂機関に勤務されていたのですが、最近では国家档案局に勤務されるのではないかと考えています。

9 ページをお願いします。

ここでお示したのは最近の動向です。人民大学の档案学科の学院長であった張斌教授は、欧米を意識した先端的なことを行いたいと言っています。当然ながら、中華人民共和国は世界の文書館会議のメンバーです。台湾はそこには入れません。ですが、中国の場合には、一面で社会主義国家として独自の理念、制度、手法で文書管理をしているのですが、制度的には開かれた、あるいは欧米を意識したことを行っているという自負心を持っていることは注目に値します。もちろん、修復ですとか、文書の管理には非常に長けているところがあるにはありますが、我々外国人からすれば非常に利用しにくい文書館ですし、完全に政府機関ですので随分堅い対応をされるのですけれども、彼らは彼ら独自の論理下で発展を遂げているので、ある意味で世界の動向を中国が意識するのは興味深いと思っています。

また中国はデジタルの文書に関しても随分議論をしています。ただ、中国はデジタルの档案をデジタルとして受け入れるということ意識して、デジタル文書向けの新しい制度や法をつくっているわけではないように見受けられます。

10 ページをお願いします。

台湾はデジタル化が進展しているのですけれども、台湾では、2000年前後にまず紙の文書をデジタル化するというプロジェクトを行いました。これは大きな国家予算をつけて行ったものです。この点、台湾では日本よりもワテンボ速く、紙の文書のデジタル化が進み、かつ、それをオンライン上で公開するということが相当早く進んできました。

ただ、この文書のデジタル化で問題になったことがありました。実はこれは難しい話なのです。つまり、もともと台湾も権威主義体制で国民党の単独独裁だったわけです。そうすると、国民党が物を決めて、決まったことを政府が実行していました。では、国民党の

文書というのは公文書なのかという問題が生まれるわけです。でも、一応党は党なので、パーティーであり、ステートではない。ですから、厳密に言うと、国民党の文書というのは公文書ではないということになって、デジタル化のときに国民党の文書は外されました。日本にはない問題かもしれませんが、かつて権威主義体制の国ではこうしたことが重要な問題になっています。

台湾のナショナルアーカイブスの職員は、メールも含めたデジタル文書が移管されているのだけれども、デジタルのものが増えたからといって制度設計を変えろとか、新たな制度をつくらせよとかいったことはしていないと、と言っていました。

薛理桂さんは、台湾における文書館学をリードした方です。日本の文書館学の方々とも交流しておられました。

11ページをお願いします。

原生数位化、あるいは原生数位档案とありますが、これは官庁の中でそもそも始めからデジタルだった文書を指しています。これらの受け入れなどについて新たな制度設計をしたわけではないと申し上げましたが、かといって無関心なのではなく、イギリスとか欧米の国は一体どのようなことを行っているのかということに彼らは関心を持っていて、レポートなどをナショナルアーカイブスのホームページに出しています。ただ、今のところ、強い関心は持ったけれども、新しい制度をつくるというのはまだやっていない。昨今、このデジタルの文書について日本がいろいろ動いていることも彼らは十分に知っていました。

12ページをお願いします。

最近、台湾では、新しい方向性が出てきております。それは社会における新しい役割です。これは先ほどのアメリカもそうですが、文書がどう使われるかということに関して、今の蔡英文政権は移行期正義、Transitional Justiceという新しい政策を採用しています。これは、かつて独裁、あるいはかつて戦争があった頃の問題、過去のジェノサイドであるとか、過去の社会への弾圧などを問題視して、民主化した後にそのときの事実を明らかにして、政府などがしっかり謝罪をして、その上で補償していくという政策のことを言います。

ですので、蔡英文政権が進める二・二八事件や白色テロに関する移行期正義政策というのは、極めて歴史的な文書を重視する政策になります。文書を一個一個掘り出して、そこに被害者のリストを作成したり、加害者である国なり党なり軍なりの責任を明らかにしたりするというを進めているのです。これにより、多くの子孫たちが自分の先祖はどういう目に遭ったかということや文書館等で調べて、それを摘発したり、あるいは政府が自ら調べて被害者家族に連絡したりということをしています。この活動の中で、例えば二・二八事件には日本人の被害者もいたということも分かってきて、日本人の子孫に対して補償がされたりもしています。

2)にあるように、この過程で国民党の文書も重視されるようになりました。社会が動

くことによって、文書館や歴史の中の過去の文書の位置づけが変わるということが台湾で見られています。

13ページをお願いします。

台湾での個人情報保護問題は、かつてかなりルーズだったのですが、最近は個人情報に逆に極めて敏感になってきました。様々な事件に被害者に関わるという面もあるのですが、個人情報の取扱いがどんどん細かく、かつ敏感になってきています。

14ページをお願いします。

中国にしても、台湾にしても、先ほども申し上げたとおり、文書は社会における要請、役割があると同時に、対外政策とも深く連動します。尖閣の話が出たりすると、中国では文書館を閉じてしまったり、台湾でも同じく、尖閣の話が敏感になると尖閣絡みの外交文書が閉じられたりするということがありました。

ただ、外交に関して言えば、例えば中国がどんなに外交文書を閉じようとも、日本の外交記録の公開によって、一定程度の事実関係が明らかになるということがあります。例えば中曽根康弘と鄧小平の会談記録とかというのは日本側では開いてしまうわけです。昨今、日本の外務省は、特別公開に関しては、デジタルデータをインターネットで公開しています。これが中国に与えるインパクトが大きくて、例えば鄧小平が中曽根に対して、将来、西側の民主主義的な意味で中国は民主化することもあり得るとかと発言しているわけです。そういうことは中国のほうでは公開されていません。公開されない情報ですが、日本の文書では開いてしまう。そうした意味では、中国がどんなに情報管理しても、外交であれば、相手側で開いていくということもあります。

15ページをお願いします。

あと、歴史研究と文書は非常に深く関わるものであり、とりわけ中華人民共和国においては歴史に非常に敏感です。現在の習近平であれば、国家の歴史よりも共産党史を重視していく方向に向かっていますし、公開する歴史文書をコントロールしたりして、歴史館をつくっていきこうとします。そうした意味では、歴史は現在に関わっているのです。台湾では違いますけれども、中国では共産党の統治と歴史文書の管理や公開が深く関わっており、先ほどの展示も当然ながらこうした歴史政策の路線の関わっているということになります。

16ページをお願いします。

そのことは、さらには宣伝に関わっていて、昨今では、国家档案局から各档案館に対して、中央あるいは共産党の宣伝政策と協調するように、宣伝政策に貢献するように、あるいは一体化するようにといった指示が出ているようです。档案局は、単に過去のものを持っていて静かにしてればいいという話では全くなくて、昨今の中国の宣伝政策に深く関わることを求められています。

17ページをお願いします。

この点は外との関係にも関わります。例えば歴史戦です。例えば、昨今ユネスコであった「世界の記憶」への申請に関しても、上海市档案館が深く関与しました。申請を進めた

人たちは、上海市档案馆などと組みながら、申請しようとする内容にかかわる文書を証拠として文書館の中から見つけ出し、そして、他の档案馆と協調して、全体としてユネスコに申請するわけです。ですから、中国の档案馆に對外政策と結びついた役割といますか、中国の對外的な歴史戦に関わる任務を担い始めているということがあるかと思えます。

18ページをお願いします。

以上、アメリカとは大分違うのかもしれませんが、中国、台湾においては、結果的には、それぞれの文脈で文書館が重視されていて、かつ、社会においても大きな役割を果たしていると言えます。だからこそ、文書を残すことには熱心です。そして、特に台湾においては、市民が文書をチェックし、中国においても文書館というのは社会教育あるいは学校教育の重要な拠点になっています。良し悪しは別にしてビビッドな存在ではないかと思っています。

また、中国では、人材養成にしても、予算にしても、豊富に準備されていますので、日本とは違う意味で大きな組織になっています。台湾はそこまで大きな組織ではないかもしれませんが、社会的な役割は非常に大きいのです。無論、それぞれいろいろな課題は抱えています。

私自身は10年以上前に「アーカイバル・ヘゲモニー」という言葉を使ったことがあります。日本が物事を文書にしっかり残して公開していかないと、将来、東アジアあるいは日本の歴史が書かれるときに、日本の文書が使われず、隣国の文書が使われてしまうのではないかという意味で、資料なり文書を残して公開していくことが、実はこの国が何をやってきたのかということをしかり歴史に残すという意味があるのではないかと思って、この言葉を使いました。そうした意味で、方法は違いますが、中国や台湾はそうした文書政策を力強く行っている部分があるのだらうと思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、途中退席される川口委員、もし御質問とか御意見がございましたらお伺いしてもよろしいですか。

○川口委員 それぞれアメリカの状況、中国、台湾の状況等を教えていただいて大変勉強になりました。ありがとうございます。

改めて公文書館の在り方が国の政策に直接結びついていて、国の形をどうするかということと直接結びついているのだということがお二人のお話からつくづく再認識させられているところです。

この会議でどういうふうに公文書館の今後の在り方を定めていくのかということをお二人の後お話しされるとおもうのですけれども、やはりお二人が示してくださったような視点を忘れずに、どうしても求められている外形的な形というか、表層的なところから入ってしまいがちですけれども、コンセプトとして何を実現していくのかということをお二人がしっかりと打ち出していく必要があるのだなと。

感想ですけれども、大変勉強になりました。

○田中座長 ありがとうございます。

では、議題2に入りたいと思います。国立公文書館の取組について、鎌田館長より御説明いただいた後に意見交換をしようと思いますので、鎌田館長、よろしくをお願いします。

○鎌田館長 国立公文書館の鎌田でございます。

今回は展示、学習、調査研究についての取組を御紹介申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。

展示につきましては、常設展のほか、様々なテーマを設定して行う特別展と企画展を開催しております。特別展・企画展につきましては解説会等も行っております。

また、当館の所蔵資料を他機関で利用してもらう館外展示も行っております。

最近の来場者数は、新型コロナウイルスの影響によって著しく落ち込んでおりますが、当館のホームページ上で過去の特別展・企画展を再構成したデジタル展示や、さらには当館及びアジ歴のデジタルアーカイブでの資料公開が、これらを一歩補填する機能を営んでいると理解しておりますが、今後さらにこの部分が拡大していくのではないかとというふうに予想しております。

3ページを御覧ください。

現在、当館の展示スペースは限られておりますが、新館ではスペースが大幅に広がりますので、これを活用して来館者の多様なニーズ・知的欲求に応えられるよう、例えば同時に複数の展示会を並行して開催していきたいと、このように考えております。これを実現するためには、原本を御覧いただくとすれば、資料保存の観点を十分に踏まえた展示ケースが必要になりますし、また、解説についても最新技術を活用した解説機器等を使うことが望ましいと思っております。

併せて、例えば「終戦の詔書」の原本、今は精密に作られたレプリカを展示しているわけですけれども、これを見ると、私どもは修正の痕跡などから感銘を受けるわけでありませけれども、なぜそういった直前になっての修正が必要だったのか、その背後にどんな事情があったのか。これを探るのが歴史研究の醍醐味ではないかと思っておりますので、国立公文書館だからこそ保有している意思決定に至る過程等に係る資料を展示する。それを通じて、来館者の知的好奇心を駆り立てていくことも重要な役割ではないかと考えております。

さらには、公文書館や公文書管理の意義と重要性そのものを伝えるための展示を行うことも必要だと考えております。

4ページを御覧ください。

現在よりも幅広い年齢層や多様な興味を持つ方々、さらには障害者や外国人にも来館していただくためには、戦略的な広報を展開することが必要ですし、解説をさらに充実させていくことも必要だと思います。

企画展・特別展については、それぞれのテーマに応じた展示内容を充実させるために、例えば、他の機関の有する資料や映像も積極的に活用していくということも行っていく

いと考えております。

なお、新館における展示機能の充実に当たりましては、企画展示の入れ替えに伴う展示室の閉鎖期間をできるだけ短くしていくべきだと考えておりますので、同時に企画の立案、あるいは展示準備作業を並行して進める必要がありますので、展示内容、展示方法や広報等について不断に調査・研究をし、そして、実践していくということが必要で、そのためには専門的知見を備えた人材を相当数確保していくことが必須となると考えます。また、外部の専門的知見も今以上に積極的に活用できる体制を整える必要があると考えております。

次に、学習について5ページをお願いいたします。

学習につきましては、児童・生徒・学生・教員向けの見学会の開催、先ほど申し上げました展示の解説会、教員の方々へ歴史公文書等の活用方法を伝える講習会、オンラインも活用して行っておりますが、出張講義、当館の資料を御活用いただく学習プログラムの検討といったものを実施しております。

6ページを御覧ください。

新たな高等学校の学習指導要領では、公文書館での調査・見学、資料の積極的な活用が推奨されております。一方で、歴史公文書等は中高生の学習材料としては難解であるとか、専門的過ぎるといった御指摘もありますので、適切な素材の選定と分かりやすい解説づくりといったことが大きな課題だと認識しております。こうしたことを踏まえつつ、現在、基本展示「日本のあゆみ」の資料の中から、授業の参考となる資料及びその解説の作成を行っているところであります。将来的には現場の教員の方々等の意見も伺って、テーマを増やすとともに、より使いやすい解説を作成することで、学習指導要領に万全の対処をしていきたいと考えているところでございます。

また、児童・生徒に原本あるいはレプリカを目の当たりにする感動を味わってもらえる見学プログラムの策定、あるいは児童・生徒に公文書管理や公文書館の意義と重要性を理解してもらおう取組も充実させていきたいと考えております。

7ページをお願いいたします。

アジア歴史資料センターでは、日本とアジアの近現代史に関する教育・学習用コンテンツ「アジア歴史ラーニング」や、高校教科書で多く取り上げられる出来事を一覧にした「社会科授業用資料リスト」をインターネット上で公開しています。こういった先進的な取組、とりわけその資料整理や解説づくり等に係るノウハウを国立公文書館全体で共有し、学習機能の向上に活かしていきたいと考えております。

8ページをお願いいたします。

国立公文書館の調査研究機能に関してですが、歴史資料として重要な公文書等の所在把握のための調査、アーカイブ所蔵機関を対象とした調査等を行い、また、研究紀要『北の丸』や情報誌『アーカイブズ』等で館員による研究の成果の公表もいたしております。

国立公文書館は全国のアーカイブズの中核的存在でありますので、評価選別・収集、保

存、利用、デジタル化対応など、アーカイブズに関わるあらゆる分野についての調査研究を強化充実させるべきだと考えます。それを通じて利用者へのサービスの水準を向上させられますし、さらにはレファレンス機能の充実等によって調査・研究支援の役割を強化していくといったことにつながっていくと考えています。そのためにも、専門人材の採用や育成に努めてまいりたいと考えています。

9 ページをお願いいたします。

最後に、今回説明してまいりました展示・学習等に係るイメージの全体像を図にまとめました。資料の下段にありますように、アーカイブズに係る各分野にわたる調査研究や、専門人材の育成・確保を基盤といたしまして、その上に魅力ある展示手法の開拓、学習活動の積極的な展開に結びつけ、最終的に幅広い人々が、いつでも、なんど来ても、楽しく学べる展示を実現していくといったことを考えています。

なお、お手元に主要な諸外国との国立公文書館との比較表を配付しておりますが、本検討会の御議論を通じて、世界に誇る新国立公文書館が実現していくことを強く期待しています。最後になりましたが、これまで3回にわたって当館の取組状況等を紹介する機会を設けていただきましたことに、心よりの御礼を申し上げます。本検討会の御議論を踏まえて、魅力ある国立公文書館の実現に向けて力を尽くしていく所存ですので、引き続きよろしく御指導御鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。川島委員、何か御意見、御質問がございましたらどうぞ。

○川島委員

日本の取組について以前の委員会でも伺いましたが、国立公文書館の役割として、国の話はもちろん重大なことではあるのですが、地方の様々な自治体、あるいは地方の文書館との関係性では、今後大きな変化というのは何かあるのでしょうか。つまり、どの程度連携はあるのでしょうか、これから資料の検索のシステムや、利用、あるいは様々な分野で、より緊密なネットワークができる可能性などについても伺います。もう一つは、先ほどNARAのお話がありましたけれども、国際交流の強化、グローバルな目線を取り入れるための積極的な国際交流です。視察に行くだけではなくて、人材の交流であるとか、踏み込んだ、国際化という言葉がふさわしいか分かりませんが、そうした交流について新しいプランなどがあるのでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○鎌田館長 地方自治体との結びつきというのは非常に重要で強化しつつあるところですが、これを一層さらに強化していきたいと考えております。国際交流については、ICAの一員としてのいろいろな活動のほかに、幾つかの国との間ではさまざまな交流を進めているところです。

実際に担当されている方から説明をいたします。

○梅原統括公文書専門官 それでは、担当から少し補足をさせていただきます。

先に、国際交流でございます。私どもはアジアの国々と一緒に東アジア地域支部として、ICAの下部組織になりますけれども、毎年会合を開き、お互いの情報交流をしながら、一つのテーマについての検討などもやらせていただいております。何年かに1度は日本での国際会議というような形で集まっていただくようなことも今後も進めていきたいという計画を持っております。

また、二国間の関係の強化ということも、数年前から取り組んでおまして、アジアの国々になりますが、ベトナムあるいはモンゴルと昨年あるいはそれ以前にいろいろな形での取組をしまして、例えばお互いの関わる資料を紹介し合うようなデジタル展示といった形での二国間での資料交換、情報交換といったことも進めてきておりますし、今後も二国間に限らずお互いに共有ができることについて、人材交流も含めて進めていきたいというところは、幾つかの計画は進めてさせていただいているところでございます。

もう一つの地方との連携ということですが、6月には国際アーカイブズ週間という形で、世界中で公文書館等が連携をし合う時期がございます。こういった時期を狙いまして、地方の公文書館を含めた約100ぐらいの館がございますので、こういったところとの集まり、会合を今年もさせていただいたところでございます。コロナも少し落ち着いてまいりましたので、対面での交流がまた再開できまして、大変充実した取組なども進んでいます。

これまで取り上げましたテーマとしては、人材育成、これはアーキビスト認証の取組みなどのことでございますし、あるいは地方で最近多く起こっておりますが、災害に対する対応、あるいは今回の学習や展示といったことについても、各地方館の取組なども情報交換をさせていただいたというような形でございます。

こういった会合を年に1回開くというだけではなくて、各地方からの要請や御依頼に応じて技術的指導、助言をするということもございますので、例えば目録データの検索などについての技術的な情報の提供とかというような形は徐々に進んでいるかと思っております。

○川島委員 ありがとうございます。

もう一つ、ICAには東アジア支部があり、そこに例えば台湾などが入れないのは分かっているのですが、アウトリーチとして国立公文書館のある日本が台湾のアーカイブとの間で意見交換とか交流を持つ可能性などを模索することもあるかなとすることがあります。難しいのは分かっていますが、昨今、日本台湾間の様々な交流がいろいろなところで行われていますし、1.5トラック的なものも形成されつつあるわけで、公文書館で100%やるのか、1.5トラックか分かりませんが、台湾と意見交換あるいは対話を持つことぐらいはアウトリーチ的にあり得るのではないかと思うときがあるのです。台湾側でもそれを望むところがあるのではないかと推察しますが、そうした可能性というものもゼロではないようにも思うのですが、可能性はあるものなのでしょうか。

○鎌田館長 まだ具体的に検討を進めているわけではありませんけれども、おっしゃられたような積極面と難しい面とがありますが、場合によりましては、公文書館だけでなく民間の機関やアーカイブズ関連学会などと共同しながら取り組むことは可能性としてあると考えております。

アジア歴史資料センターでは昨年の開設20周年記念シンポジウムで、台湾の研究者にも御登壇いただいております。いろいろな形で実現できるよう検討していきたいと思っております。

○川島委員 ありがとうございます。

○田中座長 私からは川島委員にお伺いします。中国での档案館の話があったのですが、地方では愛国教育の場にもなり、中央档案館は共産党の党員教育にも使われている。これは日本で行うのは難しいのですが、また、日本の公務員教育とは違うと思うのですが、そういった党員とか地方の教育の場にもなっている面はあるのですか。

○川島委員 今日は、党と国を別々に細かくは話さなかったのですが、目下、共産党の党員は9500万人いるのです。党員に対しては当然ながら党史教育というものがある、党の歴史を教えるということが大前提になっています。ですから、もともとは共産党員たちに対しては党史教育を施す上で、共産党には党史文献室といった党の歴史を担う部分もあって、歴史をつくってはホームページなどで学習用の文献や教材を提供しています。共産党員は毎週1回学習会がありますので、もし歴史的なことが問題になっていけば、そこで学習をさせることもあるでしょう。当然ながら档案館や博物館というのはそこに深く関わっていて、党員の研修などがある場合には、档案館で党史の学習をさせるということも想定されるわけです。

もう一つ重要なのは、昨今では党史が国家史より上に置かれ始めていて、一般の大学等でも必修科目で党史を中心にする歴史を教えるという方向へと転換してきていることです。そうした意味で、党史というのは、あるいは党のアーカイブも含めてですけれども、より広い意味といいますか、党員以外にとっても学習対象となってきています。とはいえ、共産党アーカイブそのものは自由に使えるわけではありませんから、あくまでもオンラインでの教材や、見学というような場で使われるにすぎないと思っております。

以上でございます。

○田中座長 坂口先生にお伺いします。昨今、アメリカも非常に対立が激しい中で、大統領図書館で政治 이슈 になったテーマは多くあると思うのですが、例えばジョージ・W・ブッシュだったらイラク戦争の問題とか、ジョンソンでしたらベトナム戦争の問題とか、そういったものについての評価というのはどういうふうに行うのか。これは公務員が中立的に行えるのか、それとも大統領のスタッフというか近い人が行うのか。中立性があるのか、ないのかです。

○坂口講師 大統領図書館というのは非常にユニークな組織でありまして、NARAの管轄下にあるということは、もちろん政府機関の一つであるわけですが、一方で、退任した大統領が設立する財団が自分たちで寄附を集めた上で建設する施設であるという側面を

持っております。ですので、特に展示とかに関しては、やはり財団の意向、元大統領を支持する人々の考えが一定程度反映されるものと考えられます。そういった意味では、大統領図書館の展示がそのまま政府の公式見解というわけではなくて、やはりその元大統領の見解が表れやすいという側面があるのかなと思っております。

ですので、例えばジョージ・W・ブッシュ大統領図書館ではテロに対していかに勇敢に戦ったかということが強調されておりますし、歴史的な出来事に際して大統領中心にどのような対策をとったのかが体験的に学べるような展示も設けられております。

○田中座長 ありがとうございます。

あと、公文書館にお伺いしたいのですが、例えば日本は大統領制とは全く違うので、同じことは全くできないと思いますが、内閣ごとの業績についての展示というのは行っているのですか。

○鎌田館長 内閣あるいは総理大臣ごとの特別展・企画展というのはまだやっていないと記憶しておりますけれども、可能は可能だと思います。

○梅原統括公文書専門官 当館で過去に行った展示の中に、平成18年で行ったけれども、明治時代のいわゆる総理を取り上げた「明治宰相列伝」という展示会をさせていただいたことがありました。これは時代を限定し、それぞれの総理に関わる業績を拾っていくというやり方で、取り組んだ例はそんなに多くはないのですけれども、こういったことはあるかと思えます。

また、考えてみますと、明治期に限定せず、今後、各時代あるいは政権で取り組まれたそれぞれの課題と、その検討結果といいたししょうか、いろいろな業績もあると思いますので、そういう切り口で考えていくということも場合によっては検討してみたいと思います。

○田中座長 中立性の確保と現場は違う問題だというのはあって、我々とは違って容易ではないなという気はいたしますけれども、いろいろな形での展示というものはあるかもしれないなと思えます。

あと、坂口先生の御説明の中で民主主義に対するところですね。日本の公文書管理法でも第1条にそういう表現があると思いますけれども。昨年からはNARAが主権者教育のプログラムを始めたということですか。

○坂口講師 昨年から新たな学習プログラムとして「統治するのは私たち」というものを始めたという意味では、そういったところを強化しているのかなという気はいたします。ただ、合衆国憲法の原本を所蔵する機関として、子供たちに対して行政といったものについて意識を持たせるという方向性自体は、以前から一貫して見られるのではないかと考えております。

○田中座長 もう1点お伺いします。先ほど中国、台湾で文書に対する政権の正当性というある意味文書に対する非常に強いこだわりといいたししょうか、保存、活用するという意識があったというのは、中国の文明とか文化から由来するものかなと思うのですけれども、日

本にはこういうものが伝わっていないような気がするのですが、川島先生は中国と日本の文化的な違いみたいなものを感じられるところですか。

○川島委員 役所もそうですけれども、印鑑が大事で、結局、それは国レベルのみならず、地方のレベルでも、戦争になると必ず県知事なら県知事しか持てない印鑑がないと命令できないので、逃げるにしても印鑑は必ず持っていくのと、あとは、荷物を持てるのならこれまでの行政記録をしっかり持っていくということがよくあるわけです。

ただ、国レベルで重視しているとは言っても、どれぐらいの文書が社会の中に残っているかという観点で考えれば、日本というのは近世の地方文書が社会で大量に残っているわけです。近世の地方文書がこれだけ残っている国はあまりないわけです。中国というのは清王朝時代の県の文書が残っているのは、あの広い中国の中でせいぜい4つか5つの県しかないのです。だから、中央政府でのレベルで文書を非常に大事にしているというのは事実なのですが、中国社会で本当に全体的に文書を大事にしているかと言われると、そこは疑問です。

一方で、日本も敗戦時に文書を燃やしてしまったり、肝心なことは文書に書かないといったことがあるわけですが、それは大事にしているからこそ燃やしたという理屈にもなるのかもしれませんが。満洲においてもソ連が来るときに、関東軍にしても、関東庁にしても、満洲国にしても文書を大量に燃やすわけで、逆に言うと、それは見せてはいけない、自分たちが持って帰れないならば見せてはいけないから燃やすということなのでしょう。これはある程度文書を重視しているということなのかもしれません。これは文化論でなかなかやりにくいのですが、そういうふうに見ることもできるかと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

あと、坂口先生にまたお伺いするのですが、研究者向けの施設が欲しいということがある。これはどういう意味なのですか。研究レベルの上で歴史とかといったものとか、行政のいろいろなものを提供する感じになるのですか。

○坂口講師 基本的にワシントンD.C.にある政府機関の文書の多くは、新館で公開されております。ですので、それらの分野に関して調べたい研究者は新館に行くことが多いです。ですので、本館は展示を見たり、ファミリーヒストリーを調べたい一般市民、あるいは議事堂が近いので議員へのサービスといったことが中心になっています。そのように機能ごとに分けていると思います。

○田中座長 議員向けサービスがあるのですか。

○坂口講師 はい。例えば最近までは、各議員事務所、議員ごとのレコードセンターのようなサービスを提供しておりました、各議員が自分たちの持っている文書をNARAの書庫に預けることができました。

○田中座長 司法とか議会を分かつというのは面白いですね。三権がはっきり独立している国でそういうふうにとまとめたというのは。立法はそちらにあるわけですね。

○坂口講師 それは歴史的な経緯があると思うのですけれども、そういった意味では非常

に興味深いと思います。

○川島委員 私もアメリカに関して質問したいのですけれども、私も本館よりも分館のほうに行くことが多いですし、大統領図書館に関しては、この間テキサスに行って資料を見たりしました。

お伺いしたかったのは、ナショナルアーカイブスの分館をつくった時に、文書の区分や役割分担を、一体どういう考慮で決めたのでしょうか。勝手な言い分ですが、我々からすると新しい方の文書を本館に置いてもらったほうが便利で、わざわざバスや地下鉄で新館に行かなくてはいけないわけですが、どうなのでしょう。これが1個目の質問です。

2個目は、大統領図書館について、坂口先生がおっしゃったようにいろいろなことが個別にあるのは分かるのですが、大統領図書館の設計というか、デザインというのは、各大統領図書館別に勝手にやっけていいものなのですか。あれは誰がこういうふうなアーカイブにするというか、展示もだし、資料の公開の仕方というか、それぞれ独特というか個別に見えます。大統領図書館はそれぞれなのですか、それとも一定のルールがあるのでしょうか。また、それぞれがやるにしても一体誰がやるのでしょうか。組織的に一体どういうふうになっているのか教えてもらえますか。

○坂口講師 ありがとうございます。

まず1点目なのですが、新館ができたのがちょうど設立60周年ぐらいの1994年になりますが、新館ができた一つの大きな理由は、本館の書庫の容量が一杯になってしまった。とにかく広い場所が必要であったということが大きかったようなのですが、そういった意味で、本館のほうは首都であり、政治の中心の場所であり、多くの観光客も訪れるので、そういった人たちへのサービスということが重視された部分があります。広い保存場所を使う割にはあまり利用者が多くない公文書に関しては、新館のほうで見てくださいね、という利用者ごとの分け方なのかなと思います。

2点目の大統領図書館に関してですが、大統領記録法という法律がございまして、公文書の管理や設立に関しては法律で定められておりますけれども、展示の具体的な中身などに関してはそこまで法律で縛っているということではないと理解しております。ただ当然、人事の交流として、NARAの他の部署に勤めていた人が大統領図書館に行ったり、その逆だったりというのはあるようですので、いろいろな意味で連携、調整しながらやっているものと考えております。

○川島委員 ありがとうございます。

○田中座長 ほかに意見はありますか。

では、ないとしましたら、次は今後の進め方について私のほうから説明させていただければと思います。

これまで5月から6月にかけて3回にかけて有識者ヒアリングということで、委員の皆さんからも御意見をお伺いして議論ができました。

秋には第7回の検討会を予定しておりまして、各論のうち、新館の展示・学習機の議論

の整理ができればいいなと考えています。それから、論点としましては、展示のコンセプトや、常設展示の展示方法、さらには解説サービス、展示・学習機能の強化といった課題があると思います。

実りある議論するために具体的なイメージを持ったほうがいいかなということもありますので、お手元にある資料4「今後のスケジュール等について（案）」を踏まえまして、8月から10月にかけて3回程度視察をして、その内容を踏まえて秋の検討会を開くことができると考えています。視察先としましては、公文書館のみならず博物館といった類似の施設もありますし、先進的な取組をしているところ、例えばデジタルとかバリアフリーといった課題はあると思うのですが、公的な施設のみならず、民間企業主体のいろいろな展示の施設、博物館がありますので、そういったものも含めて、ぜひそこで見べき、見たほうがいいという視察先がありましたら、御意見をいただければと思います。視察先の選考をベースに、事務局のほうで日程を含めた調整をさせていただきたいと考えています。

視察には時間がかかると思います。半日もしくは終日。地方では泊まる場合もあるかもしれません。ですので、委員の皆様の御都合が全部合うということは簡単ではないので、可能な範囲で御出席いただければと思います。

その結果につきましてはこの場で報告するようになりたいということで進めたいと思いますが、それでよろしいですか。

特に異論がなければ、そういう方向で進めたいと思います。

それでは、日程の調整などについて、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田課長 事務局です。

各委員の先生には、今後の日程、視察先候補などについて、本日、電子メールにて事務局から御相談をさせていただきたいと思います。それを踏まえまして、事務局において調整いたしますので、それぞれ日程が合うときに御視察いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○田中座長 本日の議題は以上となります。

では、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございました。